

部門の設置及び地区カウンセラーに関する規則

第1条（部門）

- 1 当地区における奉仕活動の充実を図るため、当地区に部門を置く。
- 2 部門は、当地区に設置された地区委員会（以下「委員会」という。）について、その奉仕活動の性質に即した活動分野のまとまりごとに一個又は複数の委員会を一括することにより構成する。
- 3 部門及びこれを構成する委員会を本規則別表のとおり定める。ただし、同表に記載のない委員会については、部門を設けない。

第2条（地区カウンセラー）

- 1 当地区が行う奉仕活動の充実を図るため、委員会又は部門に地区カウンセラーを置く。
- 2 地区カウンセラーは、委員会ごとに1名を置く。
- 3 前項の定めにもかかわらず、委員会が部門を構成する場合には、部門ごとに1名の地区カウンセラーを置くものとし、委員会に地区カウンセラーを配置しない。ただし、部門の構成又は活動の規模により適切と認める場合には、部門に複数名の地区カウンセラーを置くことを妨げない。

第3条（地区カウンセラーの資格、任命及び任期）

- 1 地区カウンセラーは、当地区のバスターガバナーであることをその資格要件とする。ただし、本規則又は当地区の他の規則に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 地区カウンセラーは、その選任の始期に係るロータリー年度ガバナーが任命する。
- 3 地区カウンセラーの任期は3年とする。ただし、2期（6年）を限度として再任されることを妨げない。

第4条（地区カウンセラーの資格又は任命に関する特則）

- 1 公共イメージ向上部門に配置する地区カウンセラー（複数名の地区カウンセラーを配置する場合は、このうちの1名）は、国際ロータリー（以下「R I」と略称する。）審議会代表議員をもって宛てる。ただし、正当な理由があるときは、審議会代表議員経験者であるバスターガバナーをもって宛てることを妨げない。
- 2 米山記念奨学部門に配置する地区カウンセラー（複数名の地区カウンセラーを配置する場合は、このうちの1名）は、当地区から選出された公益財団法人ロータリー米山記念奨学会（以下「奨学会」という。）の理事をもって宛てる。ただし、奨学会の理事が、その選任の始期に係るロータリー年度において、当地区のバスターガバナー、ガバナー、ガバナーエレクト又はガバナーノミニ（以下「ガバナー等」と

いう。)のいずれにも該当しないときは、奨学会の評議員であるパストガバナーをもって地区カウンセラーに宛てる。

第5条（地区カウンセラーの責務等）

- 1 地区カウンセラーは、ロータリーの奉仕活動に関し、担当する委員会又は部門に対し、パストガバナーとしての知見に基づき大局的見地から指導と助言を行い、もって当地区の奉仕活動を充実させることを責務とする。
- 2 部門に配置される地区カウンセラーは、部門を構成する個々の委員会の奉仕活動を充実させる観点に加え、委員会相互の連携とその相乗効果によって奉仕活動の効果を高める観点をも加味して、指導と助言を行わなくてはならない。
- 3 地区カウンセラーは、その担当する委員会又は部門の活動を適切に支援するため、次の各号に定める会議・研修、奉仕プロジェクトの行事等（以下「会議・研修等」という。）に可能な限り出席又は参加し、活動に関する情報の共有に努めなくてはならない。
 - (1) ロータリー研究会、ロータリー財団地域セミナー、クラブ活性化セミナー、その他 R I の日本地域又は第3地域の地域リーダーが招集する会議・研修会等にして、担当する委員会又は部門の活動について重要な内容を含むもの
 - (2) 担当委員会（又は担当部門を構成する委員会）が主催する主要な研修会・セミナー、奉仕プロジェクト等のうち、その内容が特に重要なもの
 - (3) 担当委員会の定例会議（部門を担当する場合は、部門全体として行う重要会議、又は委員会の定例会議のうち特に重要な会議）
- 4 地区カウンセラーは、地区における情報の共有として意義あるものと認めるときは、前項各号に定める会議・研修等のうち自ら出席又は参加したものの概要、委員会又は部門の活動の概況等について、ガバナー諮問委員会において報告することができる。

付則（旅費・宿泊費等）

地区カウンセラーが、本規則第5条2項各号の会議・研修等に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費宿泊費等の支給を受けることができる。

本規則は、2023年2月15日に発効し、同年7月1日より適用される。

2023年7月25日一部改正

(別表)

- 1 クラブ運営支援部門
 - ・クラブ運営支援委員会
 - ・DEI推進チーム
 - ・衛星クラブ運営支援チーム
- 2 会員増強部門
 - ・会員増強委員会
 - ・ロータリーフェローズ2700委員会
 - ・衛星クラブ設立支援チーム
- 3 公共イメージ向上部門
 - ・広報・公共イメージ委員会
 - ・ロータリー情報委員会
 - ・審議会対応委員会
 - ・DX推進委員会
- 4 奉仕プロジェクト部門
 - ・社会奉仕委員会
 - ・職業奉仕委員会
 - ・国際奉仕委員会
- 5 青少年奉仕部門
 - ・青少年奉仕委員会
 - ・インターアクト委員会
 - ・RYLA・青少年育成委員会
 - ・国際青少年交換委員会
 - ・ローターアクト委員会
- 6 ロータリー財団部門
 - ・ロータリー財団委員会
- 7 米山記念奨学部門
 - ・米山記念奨学委員会